第41回原子力委員会資料第2-1号

(案)

番 号 年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(答申)

平成19年7月23日付け平成18·12·20原第7号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(答申)

- 1. 法第24条第1項第1号(平和利用) 本件申請については、
 - ・原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
 - ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用 に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこ ととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するもので はないこと
 - ・海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする経済 産業大臣の判断は妥当である。

- 2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行) 本件申請については、
 - ・原子力発電を「基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策 大綱の方針に沿ったものであること
 - ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用 に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこ ととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するもので はなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿 ったものであること
 - ・本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に 確保するとしていること
 - ・発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の 処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更す るものではないこと

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、約3億円であり、自己資金及び借入金により調達する計画としている。本工事に要する今後の資金調達額は、日本原子力発電株式会社における毎年の総工事資金の調達実績から判断して、十分調達可能な範囲にあると認められることから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があるものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。